

**鯖江市多機能型健康福祉施設
神明苑**

指定管理者候補者募集要項

平成19年9月

鯖江市社会福祉課

鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑指定管理者候補者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および鯖江市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年鯖江市条例第12号）第2条の規定により、鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑（以下「神明苑」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）の候補者を募集します。

第1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称 鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑
- (2) 所在地 鯖江市神明町2丁目8番4号
- (3) 都市計画用途指定 第1種住居地域
- (4) 施設の概要

《敷地》

総面積	12,024.76㎡
(内訳)	
① 建物用地	3,217.61㎡
② 駐車場用地	2,382.37㎡
③ 植栽用地	1,689.65㎡
④ その他用地（通路、擁壁）	4,735.13㎡

《施設および主な内容》

- ① 本館 1棟（鉄筋コンクリート造 2階建） 延床面積 2,817.09㎡
事務室、食堂、厨房、宴会場、会議室3室、客室19室、浴場（天然温泉）、健康室他
- ② 体育館 1棟（鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建） 延床面積 1,770.76㎡
事務室、アリーナ、アスレチックルーム、ロッカー・シャワールーム、会議室2室
- ③ 住宅 1棟（木造 平屋建） 65.49㎡
和室3室、台所、浴室他
- ④ 車庫 1棟（軽量鉄骨造 平屋建） 24.30㎡
ワゴン車1台分

《付帯施設》（源泉施設等）

- ① 所在地 鯖江市三六町2丁目208番
- ② 泉質 低張性弱アルカリ性冷鉱泉
- ③ 敷地面積 92.00㎡
 - ア 受水槽 1棟（鉄筋コンクリート造 平屋建） 15.66㎡
 - イ ポンプ室 1棟（鉄筋コンクリート造 平屋建） 5.95㎡
 - ウ ピット室 1棟（鉄筋コンクリート造 平屋建） 0.77㎡
 - エ 送水管 約367m

第2 施設設置の目的

神明苑は、平成19年7月に障害福祉サービス等の向上と市民の福祉の増進を図ることを目指した、「健康福祉のまちづくり」の拠点として位置付けて設置した施設です。

また、同時に、地域資源を活かした快適な市街地環境づくりにより、まちづくりの拠点施設として神明地区の活性化を目指します。

第3 申請ができる者の資格

(1) 応募の資格

① 応募することができるのは、指定期間中安全かつ円滑に神明苑の運営および管理を行い、かつ、市が指定する障害福祉サービス等を行うことができる法人とします。(障害福祉サービス等の内容については鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑管理者仕様書 P6(3)記載)

ただし、市が指定する障害福祉サービス等を行うことができる法人単独で、指定管理者が行う業務の範囲について全てを担えない場合は、複数の法人および団体により構成されるグループによる応募(以下「グループ応募」という。)ができます。この場合には、代表法人または代表団体を定め各法人等の担当役割を明確にしてください。

なお、代表法人または代表団体および構成団体を変更することは原則として認められません。また、グループの構成法人および団体は、他のグループ応募、もしくは単独で申請することはできません。

② 福井県内に主たる事業所を有する法人とします。また、グループ応募の代表法人または代表団体も同様とします。

(2) 応募の制限

法人および団体またはその代表者が次に該当する場合は、指定管理者となることができません。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 鯖江市から地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、取消しの日から1年を経過しない者
- ⑤ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは、不正の利益を得るために連合した者
- ⑥ 国税、都道府県税および市区町村税を滞納している者
- ⑦ 暴力団の不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他施設の管理を行うにふさわしくない者

第4 指定までのスケジュール

(1) 募集要項の配布

配布期間 平成19年9月10日(月)～10月10日(水)

配布場所・方法 鯖江市役所福祉環境部社会福祉課(本館1階)、神明苑
鯖江市公式ホームページ

(2) 申請の受付

受付期間 平成19年9月10日(月)～10月10日(水)
受付場所 鯖江市役所福祉環境部社会福祉課(本館1階)
提出方法 持参または郵送とします。郵送の場合は書留とし、平成19年10月10日(水)午後5時必着とします。

(3) 募集要項に関する質問の受付等

受付期間 平成19年9月10日(月)～10月1日(月)
受付場所 鯖江市役所福祉環境部社会福祉課(本館1階)
質問方法 様式第7号「鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑指定管理者候補者募集要項等に対する質問書」の提出を必要とし、持参、郵送、FAX、電子メールにより提出することができます。
(電話等でのお問い合わせにはお答えできません。)
回答方法 質問者、現地説明会出席者に対して、郵送、FAX、電子メールにより回答します。

(4) 現地説明会

開催日時 平成19年9月20日(木)午前10時～
開催場所 鯖江市神明2丁目8-4 神明苑

(5) プレゼンテーション

開催日時 平成19年10月22日(月)予定
開催場所 鯖江市役所 4階全員協議会室

(6) 選定結果の通知 平成19年10月下旬を予定

(7) 指定議案の提出 平成19年12月議会を予定

(8) 指定の通知 平成20年1月上旬を予定

第5 申請に必要な書類

(1) 提出書類

① 申請に当たっては、以下の書類等を市長に提出する。

(法人の場合)

ア 指定申請書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 申立書(様式第3号)

エ 神明苑の管理に関する業務の収支計画書

オ 法人の登記事項証明書

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 申請の日の属する事業年度の直近の事業年度の貸借対照表および損益計算書

ク 直近の事業年度の消費税、地方消費税および市税の納税証明書(未納がないことを確認できるもの。)または納税義務がない旨およびその理由を記載した書類

ケ 印鑑証明書

コ 営業許可・認可等の証明書

- サ その他市長が特に必要と認める書類
(グループ応募の場合)
 - ア 指定申請書(様式第1号)
 - イ 事業計画書(様式第2号)
 - ウ グループ全ての構成法人および団体の申立書(様式第3号)
 - エ 神明苑の管理に関する業務の収支計画書
 - オ グループ全ての構成法人および団体の設立を定めた規約その他これらに類する書類
 - カ グループ全ての構成法人および団体の申請の日の属する事業年度の直近の事業年度の収支決算書
 - キ グループ全ての構成法人および団体のうち事業報告書を作成している法人および団体は、当該報告書
 - ク グループ全ての構成法人および団体の役員名簿および組織に関する事項について記載した書類またはこれらに相当する書類
 - ケ グループ全ての構成法人および団体の鯖江市税ならびに消費税および地方消費税の納税証明書または納税義務がない旨およびその理由を記載した書類
 - コ グループの役割分担表
 - サ その他市長が特に必要と認める書類
- ② 提出部数 11部(原本1部、写し10部)
指定申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)、神明苑の管理に関する業務の収支計画書については、電子媒体1部

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書類は返却しません。
- ② 申請の撤回および申請書類の修正は、原則として認めません。
- ③ 申請にかかる費用は、応募者の負担とします。
- ④ 提出書類は、原則A4版縦型とします。

第6 審査および選定基準

(1) 選定手続

提出された申請書類により、書類審査およびプレゼンテーション等を実施し指定管理者の候補者を決定します。なお、申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合等は、新たに指定管理者候補者を選定する場合があります。

(2) 選定基準

- ① 市民の平等な利用が図られること。
- ② 神明苑の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 神明苑の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 神明苑の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模および能力を有しており、または確保できる見込みがあること。
- ⑤ 神明苑において市が指定する障害福祉サービス等を円滑に実施できること。(詳細については鯖

○ 選定基準ごとの審査の観点および配点ウエイト

選定基準	審査の観点	配点ウエイト
市民の平等な利用が図られること	○ 市民の平等利用の確保	確保できないものは失格
神明苑の施設の効用を最大限に発揮するものであること	○ 施設の設置目的との適合性 ○ 利用者に対するサービスの向上 ○ 利用促進、利用者増への取り組み ○ 施設の機能を十分に活かした幅広い事業展開が図られていること	20
	○ 神明地区と神明苑の現状に対する考え方および将来の展望	5
神明苑の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減が図られるものであること	○ 剰余金にかかわる納付金の割合 【当該提案者の点数】 = 10点 (配点) × 当該申請者の提案率 / 申請者最高提案率	10
	○ 施設の管理および運営	10
	○ 神明苑の管理運営にかかる経費 経費削減への対策	5
神明苑の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模および能力を有しており、または確保できる見込があること	○ 個人情報の保護の措置	5
	○ 緊急時対策	5
	○ 団体の理念および申請者の安定性、信頼性	5
	○ 事業計画書に記載された内容の実現性	5
市が指定する障害福祉サービス等および地域福祉事業が実施できること	○ 市が指定する障害福祉サービス等の実施	25
	○ その他自主的な地域福祉事業の実施	5
計		100

※1 選定委員会委員 (委員数10名)、1申請者当たり100点満点の合計1,000点の評価点で評価します。

第7 管理の基準

(1) 使用時間

- ① 宿泊室は、午後4時から翌日午前9時30分まで
- ② 貸室は、午前10時30分から午後3時まで
- ③ 会議室は、午前9時から午後9時まで
- ④ 入浴は、午前7時から午後10時まで
- ⑤ 体育館は、午前10時から午後9時まで

※ただし、市長が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、神明苑の使用時間を変更することができます。

(2) 休館日

神明苑は、体育館を除き常時開館とし、体育館の休館日は次のとおりとします。

- ① 毎週日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日
- ③ 夏季期間（8月13日から同月15日）
- ④ 年末年始（12月29日から翌年1月3日）

ただし、市長が必要と認めた場合は、臨時に休館することができます。

(3) 関係法令の遵守

施設を運営していく上で遵守すべき法令等（地方自治法、関係条例および規則等、その他の関係法令）を遵守し、適正に神明苑の維持・管理、運営を行うこと。

(4) 個人情報

指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報については適正に取り扱うこと。

(5) 使用の制限

使用者が次のいずれかに該当すると認められるときは、指定管理者は使用者に対して使用を制限し、または施設の立ち入りを拒み、もしくは退去を命ずることができます。

- ① 公益を害し、または風俗を乱すおそれがあるとき。
- ② 建物または付属設備をき損し、もしくは滅失するおそれがあるとき。
- ③ 爆発物または危険物を取り扱うとき。
- ④ 暴力排除の趣旨に反するとき。
- ⑤ その他施設の管理上不相当であるとき。
- ⑥ 条例に反したとき。
- ⑦ 使用の目的が施設利用にそぐわないとき。

(6) 利用料金減免の基準

指定管理者は、市長があらかじめ定める基準に従い利用料金の減免を行うことができます。

(7) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

(8) 環境への配慮

鯖江市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、省エネルギー・省資源・リサイクルを推進すること。

第8 管理業務の範囲および具体的内容

- (1) 神明苑の運営に関する業務
- (2) 神明苑の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) 神明苑の利用に関する業務
- (4) 神明苑の活用促進および調査研究
- (5) 神明苑で実施する市が指定する障害福祉サービス等に関する業務
- (6) 自主事業

- (7) 源泉施設等および設備の維持管理に関する業務
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- ※ 詳細については、鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑管理者仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

第9 指定期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

ただし、指定期間内であっても市長が管理を継続することが適当でないとき、または緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部を停止することがあります。

第10 利用料金制に関する事項

本事業では利用料金制をとることとし、利用料金は指定管理者の収入として、施設の維持管理費および運営費に充当することとします。

利用料金は、条例で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとします。

第11 管理業務に要する経費および納付金

- (1) 指定管理者は、利用料金等の収入により委託業務を行うこととし、利用料金等の収入の額が委託業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、市はその差額を補填しないものとします。
- (2) 本業務にかかる経費および収入の経理の内、障害福祉サービス等に関する業務にかかる経理は別にするものとします。

さらに、当該業務以外の事業と区別して、明確に管理するものとします。
- (3) 障害福祉サービス等に関する業務にかかる経費について
障害福祉サービス等の事業実施にあたっては、国等の障害福祉サービス費等を最大限活用することとし、事業費および改修費等については指定管理者の負担とします。

なお、事業実施に伴う改修費等については、指定期間終了後、次期指定管理者と協議するものとします。
- (4) 納付金について（障害福祉サービス等に関する業務にかかる経理を除く）
指定管理者は、指定期間中に毎年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる年度をいう。以下同じ。）、納付金として、収入から支出を差し引いた額（剰余金）に、申請者がこの公募に際し提示した割合（下限は2分の1とする。）を乗じて得た金額を市に納付するものとします。

なお、納付金は本施設の大規模改修等、施設改善工事の財源とするものです。

第12 指定管理者の指定および協定等

- (1) 指定管理者の指定
指定管理者の指定には、議会の議決が必要なため、選定した候補法人等を平成19年12月開会（予定）の市議会定例会へ上程し、議決を経て指定管理者の指定となります。
- (2) 協定の締結

市長と指定管理者は、神明苑の管理に関して、指定期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」を締結します。

① 基本協定の内容

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 利用料金の収受に関する事項
- ウ 市が支払うべき管理費用に関する基本的な事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告・業務報告に関する事項
- カ 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- キ リスクの管理・責任分担に関する事項
- ク その他

第13 指定管理者のリスク

リスクの管理、責任分担の詳細については別途協定書で定めませんが、基本的内容は別紙リスク分担表のとおりとします。

第14 申請書提出先、問合せ先

所在地	〒 916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号
担当部署	鯖江市福祉環境部社会福祉課生活支援グループ
電話番号	0778-53-2216
FAX番号	0778-51-8157
メールアドレス	SC-ShakaiFuku@city.sabae.lg.jp

第15 その他必要な事項

(1) 業務の報告

指定期間後の決算および事業報告を求めるとともに、必要に応じて業務報告を求めます。

(2) モニタリング

指定管理者は、自らの業務内容、実績について日常的に確認する必要があります。また、施設の管理運営状況について情報共有を図るため定期的に市と指定管理者による会議を行うほか、市は必要に応じて臨時的に監査を実施します。

(3) 業務に要する物品の貸与

施設の管理・運営業務に要する物品のうち、別紙「神明苑の備品内容一覧」（以下「備品一覧」という。）に記載の物品を貸与します。備品一覧の物品を管理（修繕を含む。）することになります。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、申請者に通知するとともに、次の方法で公表します。

- ① 本庁前掲示板への掲示
- ② 広報さばえへの掲載
- ③ 鯖江市公式ホームページへの掲載

リスク分担表

段階	リスク項目	リスクの概要	リスク分担	
			市	指定 管理者
共通	管理要項の誤り	管理要項の誤りによるもの	○	
	法令の変更	本事業に直接影響を及ぼす法令の変更に係るもの	○	
		その他		○
	消費税率の変更	消費税率の変更に関するもの	○	
	労災	運営、維持管理における従業員の労働災害		○
	環境の保全	運営、維持管理における環境の保全		○
	市による支払遅延	市による支払の遅延によるもの	○	
	事業の中止・延期	不可抗力	天災、戦争、暴動等による維持管理費の増大	○
市の指示、議会の不承認 事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	○	
維持 管理 段階	物価	維持管理費用の市場価格の変動	△	○
	維持管理費の上昇	事業者に起因する維持管理費の増大		○
	施設損傷	事業者の責めに帰すべき事故・火災による施設の損傷		○
		上記以外の要因に伴う事故・火災による施設の損傷	○	
	物損事故	事業者の責めに帰すべき事故による物損		○
		上記以外の要因による物損	○	
性能	要求仕様不適合		○	
	仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営への傷害		○	
運営 段階	需要リスク	利用者の減少に伴う収入の減少		○
	利用者からの賠償 責任請求	運営上の事故などでもたらされた利用者からの損害賠償		○
	行政による仕様変 更要求	運営期間中に政策、制度の変更や性能要件の水準変更に伴う改修費用	○	
	施設、設備の陳腐化	技術革新等に伴う施設、設備の陳腐化	○	
	法令の変更	保有施設、設備にかかわる法制度、規制の変更に伴う再投資、サービスの停止	○	
	事故等による保有 資産への物的損害	事故など第三者の責に帰す施設、設備等の損害の発生	○	○
		運営上のミスなど事業者の責に帰す損害の発生		○
周辺住民からの賠 償責任請求	運営上の問題による周辺住民への損害発生等による賠償責任		○	

負担者：○主負担 △副負担

様式第1号

鯖江市公の施設の指定管理者指定申請書

年 月 日

鯖江市長 殿

所在地
申請者 名 称
代表者名

次の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

なお、この申請書および添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

指定を受けたい施設名	
------------	--

添付書類

- 1 鯖江市公の施設事業計画書（様式第2号）
- 2 申立書（様式第3号）
- 3 管理に係る収支計画書
- 4 経営状況等を説明する書類
- 5 その他関係書類

様式第2号

鯖江市公の施設事業計画書			
		申込年月日	年 月 日
施設名			
団体名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
主たる業務内容			
従業員数（総人員）			
事業計画（別紙可）			
管理運営を行うにあたっての方針			
施設の現状に対する考え方および将来展望			
施設の管理			
1 職員の配置および採用について			
2 経理について			
3 経費削減について			

施設の運営	
<ol style="list-style-type: none"> 1 年間の自主事業計画について 2 利用者等の要望の把握について 3 地域との連携について 4 サービスを向上させるための方策について 5 利用者とのトラブルの未然防止と対処方法について 	
個人情報の保護の措置	
緊急時対策	
<ol style="list-style-type: none"> 1 防犯、防災の対応について 2 その他緊急時の対応について 	
団体の理念	
<ol style="list-style-type: none"> 1 団体の経営方針等について 2 その他 	

障害福祉サービス事業等および地域福祉事業の実施計画	
<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者共同生活援助事業 2 障害者就労移行支援事業 3 障害者就労継続支援事業A型 4 放課後児童健全育成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業（児童福祉法） ・放課後障害児学童保育事業（児童福祉法） 5 その他自主的な地域福祉事業 	
その他特記すべき事項があれば記入してください。	

年 月 日

申立書

鯖江市長 殿

所在地
申立者 名称
代表者名

指定管理者の応募に当たり、次のとおり申し立てます。

記

当社（団体）または当代表者は、下記の指定管理者の申請に係る欠格事項のいずれにも該当しません。

（欠格事項）

法人および団体またはその代表者が次の者に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 鯖江市から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、取消しの日から1年を経過しない者
- ⑤ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは、不正の利益を得るために連合した者
- ⑥ 国税、都道府県税および市区町村税を滞納している者
- ⑦ 暴力団の不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他施設の管理を行うにふさわしくない者

様式第 4 号

第 年 月 日
号

殿

鯖江市長



鯖江市指定管理者選定結果通知書

年 月 日付で申請のありました指定管理者の指定について、下記のとおり指定管理者の候補者に（選定する・選定しない）ので通知します。

記

施設名	
選定結果の理由	
その他	

第 号
年 月 日

殿

鯖江市長



鯖江市公の施設に係る指定管理者指定通知書

地方自治法第244条の2第3項の規定により、貴法人（団体）を公の施設に係る指定管理者に指定したので通知します。

1 指定管理者として管理を行う施設の名称および所在地

施設の名称	
施設の所在地	

2 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

鯖江市公の施設の管理に関する事業報告書

年 月 日

鯖江市長 殿

所在地
申請者 名称
代表者名

次の施設に関する 年度の管理について報告します。

施設名	
管理期間	年 月 日 から 年 月 日

添付書類

- 1 管理業務の実施状況および利用状況
- 2 使用料または利用に係る料金等の収入実績
- 3 当該施設の管理に係る経費の収支状況
- 4 その他管理の実態を把握するために必要な書類

様式第7号

鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑指定管理者候補者募集要項等に対する質問書

年 月 日

鯖江市長 牧野百男様

団体名称

所在地

代表者氏名

鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑指定管理者候補者募集要項等について次のとおり、質問書を提出します。

記

質問事項	該当頁	行	項目番号
質問内容			
所属・担当			
TEL			
FAX			
E-mail			

※質問は1項目ずつ別葉として下さい。

回答 ※記入しないこと	
----------------	--